

平成 17 年 5 月 12 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係府省令の整備等に関する府令（案）に対する意見等の提出について

平成 17 年 4 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

平成17年5月12日

金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係府省令の整備等に関する府令(案)に対する意見等

今般、「金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係府省令の整備等に関する府令(案)」のうち、金融先物取引法施行規則の改正案等に対する意見等を下記のとおり取りまとめました。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

1. 総論

改正法の施行日が間近に迫るなか、外務員の登録、法定帳簿の作成、顧客宛交付書面の作成、標識の掲示といった今回の改正に伴う事務負担等を十分ご勘案のうえ、幅広く経過措置等を講じていただくよう要望する。

2. 各論

(1) 意見・要望事項

【第1条第1項第5号】(特段の記述のない限り、金融先物取引法施行規則に関するもの。以下同じ。)

- ・ 「金融庁長官が指定する者」として、明らかに一般顧客とは考えられないSPC(資産流動化法上の特定目的会社)等を指定されるよう要望する。

【第1条第2項】

- ・ 一般顧客から除かれる法人の資本の金額を、3千万円から1千万円に引き下げていただくよう要望する。

【第11条第2号】

- ・ 銀行は、銀行法に基づき自己資本比率規制を受けているため、新金融先物取引法第82条において、同法上の自己資本規制比率が適用除外とされている。以上から、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令等に基づき求められる「損失の危険の管理方法に関する事項」については、銀行等は添付不要としていただくよう要望する。

【第17条】

- ・ 登録番号入手から揭示までの期間については、ご勘案いただきたい。

【第19条】

- ・ 施行日が間近に迫っており、施行日までに新たな書面・帳票を作成することは困難であるため、既存の書面・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう強く要望する。

【第19条第1項第4号八】

- ・ カバー取引相手方を契約締結前の書面に記載した場合、記載の内容によっては、あたかもカバー先と連携又は協働して業務を担っているかのような誤解を顧客に与えるおそれがある。このため、こうした誤解を与えるような記載を禁止するか、または誤解を与えないような記載を義務付けるよう要望する。

【第20条】

- ・ 施行日が間近に迫っており、施行日までに新たな書面・帳票を作成することは困難であるため、既存の書面・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう強く要望する。

【第23条第6項第1号】

- ・ 「勧誘の日前1年間に、2以上の金融先物取引のあった者、または勧誘の日

時点で未決済の金融先物取引が存在している者」としていただくよう要望する。この内容であれば、「継続的取引関係にある顧客」との主旨に合致し、且つ法第76条の「顧客の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させるおそれのないもの」にも該当すると考えられる。

【第26条】

- ・ 施行日が間近に迫っており、施行日までに新たな帳簿・帳票を作成することは困難であるため、既存の帳簿・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう強く要望する。

【第26条第1項、第3項】

- ・ 帳簿書類については、第1項で、「金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において（中略）作成し、保存しなければならない」としたうえで、第3項で、「第1項に規定する営業所等以外の営業所等においても、同項第1号及び第2号に掲げる帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない」としているが、事務負担等も考慮いただき、いずれかで作成・保存すれば足りるよう修正いただくことを要望する。

【第30条の2～4】

- ・ 外務員登録を行う際の事務負担等を十分ご勘案いただき、登録申請書の書式ならびに添付書類について、弾力的な対応を認めていただきたい。
- ・ また、新規登録・変更・抹消等に伴う届出について、その猶予期間を最大6か月程度認めていただきたい。

(2) 確認事項

【第19条第1項第4号又】

- ・ 「手数料」として徴収する料率・額を記載すれば足りるとの理解で良いか。

【第19条第1項第4号ル】

- ・ 「店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項」について、何かしら基準を定める予定はあるのか。準備の関係もあり、あれば、早急に提示願いたい。

【第20条第4項第1号】

- ・ 顧客との間で包括的な契約を締結している場合には、同包括契約書上に記載された事項については、顧客保護上問題がないことから、個別取引毎の取引契約書には記載不要である旨を確認したい。

【第23条第6項第2号】

- ・ 「外国為替取引に関する業務」には、間接貿易や、外国への投資業務なども含まれるとの理解で良いか。仮に、制限的に運用されると、現に為替リスクのヘッジ等を必要とする法人顧客への対応が困難になるおそれがあり、問題となりかねない。

【第25条の2第4号】

- ・ 価格の提示は、口頭での提示でも差し支えないとの理解で良いか。

【第28条】

- ・ 「業務又は財産の状況に関する説明事項」については、銀行法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類」と兼用して作成して差し支えないとの理解で良いか。また、この場合、重複する内容については、二重に

記載することを要しないとの理解で良いか。

【第28条第2号ロ(8)】

- ・ 銀行等の金融機関は、法第82条第1項に規定する「自己資本規制比率」の記載は不要との理解で良いか。

【第29条の2第1項第11号】

- ・ 「訴訟若しくは調停の当事者となった場合」とは、あくまで「金融先物取引業に関して」との理解で良いか。

【銀行法施行規則第13条の2第2項】

- ・ 本項については今回改正されないが、「店頭金融先物取引」の定義が拡大しても、これまで銀行が行っていた「金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理」(銀行法第10条第2項第15号)に該当するものについては、一般顧客との相対の場合を除き、従前どおり取り扱うことができる(一般顧客との相対取引については、金融先物取引業の登録を得て取り扱うことができる)との理解で良いか。

以 上